意 見 書 等

(意見書)

議員提出議案第1号

地上デジタル放送への円滑な移行と視聴者の負担軽減を求める意見書(可決)

2011年7月24日にテレビの地上放送が完全デジタル化される。地上デジタル放送は、きめ細かな映像やデータの送受信だけでなく、字幕や声のスピード調整ができるなど高齢者や障害者も考慮した活用が可能になる。また、電子自治体サービスや防災、教育、福祉等の公共サービスへの活用等も期待されている。

しかし、技術の進歩により、デジタルテレビやチューナーの低廉化は進んでいるものの、いまだ一般的には普及率は低い状況であるため、特に買いかえが困難な低所得者層への配慮等を早急に検討すべきである。

また、地上デジタル放送への完全移行に伴うアナログ放送の終了により、新たなデジタルテレビやチューナーへの買いかえが必要となるため、現在使用しているアナログテレビが短期間に大量に廃棄されることが予想され、リサイクル対策などの課題も抱えている。

これらの点を踏まえ、地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、下記の事項の早期実現を強く求めるものである。

記

- 一、いまだ高価なデジタルテレビやチューナーの低廉化に向けて、低所得者層に配慮し、国民・視聴者 への負担軽減を目指した適切な施策を早期に実施すること。
- 一、地上デジタル放送の開始に伴い、アナログテレビが大量に不用処分されることのないよう、早急な リサイクル対策を講じること。
- 一、地上デジタル放送の推進に当たっては、国として、難視聴地域の解消に取り組み、電子自治体サービスや防災、教育、福祉等の公共サービスを実現すること。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日

議員提出議案第2号

リハビリテーション日数制限の見直し及び影響調査を求める意見書(可決)

2006年4月の診療報酬改定において、リハビリテーションの対象を4つの疾患に分類し、保険適用となるリハビリテーションに日数制限が設けられたことにより、必要なリハビリテーションが受けられない患者が生じ、大きな問題となっている。

改定により、生活を維持し向上するために必要なリハビリテーションの継続は、対象から外され、また、難病患者など日数制限除外対象となっている場合でも「状態の改善が期待できる」ことが条件となっている。その結果、多くの患者が、リハビリテーションを打ち切られたり、訓練回数を制限され、状態が悪化するという事態が起こっている。

リハビリテーションの必要期間は、たとえ同様の疾患であっても患者の状態により異なるため、リハビリテーション医療を支える現場の判断にゆだねられるべきである。短期間で状態が改善されなくても

数年かけて機能が向上する人もいる。一律に制限することは、リハビリテーションにより身体機能の維持・回復、生命機能の維持を図る患者の生死にかかわる問題といっても過言ではない。

よって、個々の患者の必要に応じた十分なリハビリテーションを確保するために、以下のとおり求めるものである。

記

- 1.リハビリテーションの診療報酬上の日数制限を見直しすること。
- 2. 当面、リハビリテーション日数制限の除外規定の周知徹底と活用促進の対策を講じること。
- 3.国の責任において、リハビリテーションに関する診療報酬の改定による患者への影響を速やかに調 すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月22日

議員提出議案第3号

生活保護の老齢加算・母子加算の復活を求める意見書(否決)

国は、生活保護法第8条に基づく裁量権の行使として、70歳以上の生活保護受給世帯に支給していた 老齢加算を廃止した。また、母子家庭に支給していた母子加算についても、平成19年4月から段階的に 廃止する方向で、減額の措置を進行させている。

これらの措置により、青森市で生活している人の生活扶助費は、ひとり暮らしの70歳以上の高齢者の場合、平成15年度では月額8万5760円であったものが、平成18年度では6万8950円に減額され、20から40歳の母親とゼロから2歳の子供1人の母子家庭の場合、平成15年度では月額12万6830円であったものが、平成21年度の見込みでは月額約10万4000円に減額されることになる。もともと、低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算や母子加算の廃止で生活費を大幅に減額されれば、衣食住を初め生活のあらゆる面で一層切り詰めた支出を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥ることは避けられない。

このような状況を生み出した国の裁量権の行使については、憲法第25条の生存権にかかわる問題として裁判などの場で議論されているが、その当否はともかくとして、人間としての尊厳を維持できないような状態は、憲法第25条が予定していない事態だといわなければならない。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、老齢加算の復活と母子加算の削除中止・復活の措置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日

議員提出議案第4号

看護師の増員を求める意見書(否決)

高齢化社会を迎える中で、医療・社会保障の充実は、国民と医療労働者にとって切実な願いである。 しかし、入院日数の短縮や医療内容の高度化などによって、医療現場はかつてなく過酷な労働実態と なっており、看護師不足が深刻化している。

医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医療・看護をするためには、医療従事者がゆとりと誇り

を持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

今、看護師は仕事に追われ、そして疲れ果てている。「私はこうした看護がしたい」との夢や希望を持って働くことすら困難な状況になっている。日本医療労働組合連合会の調査では、「十分な看護が提供できている」と答えた看護師は1割にも届かず、4分の3が仕事をやめたいと思っている現状にある。

改善のためには、欠員の速やかな補充とともに、看護師を数多くふやすことが必要であり、同時に、 看護師配置基準の抜本的な見直し、夜勤日数の上限規制などの法整備、診療報酬などによる財政的な裏 づけが求められている。

看護師不足の危機的状況を打開し、安全で安心できる医療・看護実現に向けた対策を講じられるよう、 下記事項について要望する。

記

1、看護師をふやしていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月22日